

第10条

1. 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

(1) 教育における男女平等

学校教育全体を通じて、人権の尊重、男女の平等、相互協力・理解についての指導の充実、教科書や教材における配慮、教員の養成・研修面での充実等を推進するよう、文部科学省(文部省)から都道府県の教育委員会等に対して情報提供、指導、援助を行っている。

また、小学校・中学校については2002年度から、高等学校については2003年度から実施される新学習指導要領(小学校・中学校については1998年、高等学校については1999年改訂)においては、男女相互の理解と協力に関する内容を充実しており、その趣旨の徹底を図っている。

なお、社会科や家庭科の教科書には女子差別撤廃条約に関する記述がなされているものがあり、また、家庭科の教科書を中心に多様な家族像や男女の平等、相互理解・協力の重要性を踏まえた記述がみられる。

(2) 女性学など女性の権利向上に関する学問の推進

高等教育機関においては、女性の視点から従来の学問体系を再構築しようとする女性学について、男性研究者の育成も視野に入れつつ、教育・研究をさらに振興するとともに、教育・研究活動において、ジェンダーに敏感な視点が組み込まれるよう努めている。

女性学など女性の権利向上に係る授業科目を開設している大学は、1999年度の調査によると、国立45大学、公立25大学、私立146大学の計216大学となっており、1998年度の調査(国立39大学、公立14大学、私立140大学の計193大学)と比較すると、23大学増加してきている。

授業科目については、例えば、お茶の水女子大学の「女性問題」、大阪女子大学の「女性学」、愛知淑徳大学の「女性と社会」、武庫川女子大学の「女性学のフロンティア」、
「女性の仕事と職場」など教育、文化、法制度等学際的分野にわたり、女性学に関する授業科目が開設されている。

(3) 社会教育

ア) 地域における事業

文部科学省(文部省)では、市町村が行う男女共同参画社会の形成等の現代的課題に関する学級・講座や女性問題学習講座の開設及び都道府県が行う男女共同参画アドバイ

ザーの養成等に対して助成した。

また、第4回報告に記述した、青年男女を対象とする「青年男女の共同参画セミナー」を委嘱事業として、2000年度まで実施した。なお、2000年度には報告書を作成し、事業成果の普及を図った。

さらに、2000年度より、幼児期から個性を大切にし、理由のない男女の固定的役割分担意識にとらわれない、男女共同参画の視点に立った教育を家庭及び地域で推進するための調査研究事業を行っている。

イ) 家庭教育に関する学習機会の充実

第5条(b)で記述する。

(4) 教育・学習機会の充実

我が国では、人々が生涯のいつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される生涯学習社会の構築を目指して、地域における生涯学習推進体制の整備、リカレント教育の推進、放送大学の整備等の施策を推進している。このことは、女性が男性と同様に社会のあらゆる分野に参画するためにも重要な意義を持つ。

(5) 女性のエンパワーメント

文部科学省(文部省)では、1999年度から、男性とのパートナーシップを図りつつ、女性のエンパワーメントを促進するため、地域の実情を踏まえて、「男女共同参画基本計画」の11の重点目標に沿ったテーマに取り組む「女性のエンパワーメントのための男女共同参画学習促進事業」を実施した。

また、2002年度からは、従来職場中心であった男性の意識や生活を見直し、男女がともに社会に参画していくために、家庭や地域活動の両立を支援する学習事業を実施することとしている。

(6) 教育分野関係者への研修

学校における男女共同参画の推進等を図るため、学校長を始めとする教職員が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるよう、教職員等中央研修講座において男女共同参画社会についての講義を行っている。

また、社会教育指導者向けに、男女共同参画や女性に対する暴力について理解を深めるための資料を作成・配布した。

さらに、独立行政法人国立女性教育会館では、教育職員の男女平等に関する理解の促進に必要な知識の習得等を目的として「教師のための男女平等教育セミナー」を開催している。

2. 国立女性教育会館

国立女性教育会館（2001年4月より独立行政法人に移行）は、女性教育指導者その他の女性教育関係者に対する研修、女性教育に関する専門的な調査および研究等を行うことにより、女性教育の振興を図り、男女共同参画社会の形成の促進に資することを目的として設置された。文部科学省（文部省）は、国立女性教育会館をはじめ各地の公立女性教育施設が行う各種の活動を支援している。

国立女性教育会館では、女性教育に関する我が国唯一のナショナルセンターとして全国の女性教育指導者などに対する実践的な研修や専門的な調査研究、国内・国際交流の事業を実施するとともに、各種データベースを公開して国内外の女性情報ネットワークの形成を図るなどの情報収集・提供事業を行っている。

（1）研修・交流事業

全国規模の研修・交流事業としては、「女性関連施設職員のためのセミナー」、「女性のエンパワーメント支援セミナー」、「教師のための男女平等教育セミナー」、「家庭・地域で担う子育て支援セミナー」、「ヌエック2001・全国交流フェスティバル」、「フォーラム家庭教育」を実施した。

また、全国4カ所の生涯学習関連施設等との共催により「男女共同参画学習推進フォーラム」を実施し、2000年度には、女性2000年会議を踏まえ「女性学・ジェンダー研究国際フォーラム」を実施した。

（2）調査研究事業

専門的な調査研究事業としては、1999年度から「高齢社会に向けての男女共同参画学習に関する調査研究」、2001年度から「ジェンダー統計に関する調査研究」、「女性の学習関心と学習行動に関する国際比較調査」等を行い、その成果を各種事業に反映させている。

（3）情報収集・提供事業

同会館の女性教育情報センターでは、女性及び家族等に関する各種データベースの提供、

レファレンス・サービス及び文献複写、情報資料の閲覧・貸出、展示、情報研修プログラムの提供、「WINE T情報」や海外への情報提供を行う「NWE C Newsletter」等の資料を作成・配布した。

2000年3月からは、独自に作成したデータベースだけでなく、国内外のホームページ及び外部機関がインターネット上で公開しているデータベースなどを横断的に検索できるシステム(WinetCASS)を構築・公開している。

また、女性の視点に立った情報コミュニケーション技術の習得を目的とした学習システム(TICT)を構築し、コンピュータやインターネットを利用して女性関連情報を有効に活用するために必要な情報と交流の場、教材を提供することにより、技術習得と情報ネットワークの形成を推進している。

さらに、女性教育情報センターは、国連アジア太平洋経済社会委員会(ESCAP)のアジア太平洋地域における女性情報ネットワーク(WINAP)において情報のフォーカルポイントの一つに挙げられていることから、国内外の関連機関・施設、団体・グループ、個人等との女性情報ネットワークの拠点として活動の充実を図っている。

3. 教育改革プログラム

1997年1月、教育改革に具体的かつ積極的に取り組むため、文部省において策定された「教育改革プログラム」は、1999年9月に改訂された。

この「教育改革プログラム」では、その一項目として、男女平等を推進する教育・学習の充実を掲げており、男女が社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画できる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識を是正し、人権尊重に基づいた男女平等観の形成を促進するため、セミナーの開催や教育関係者の研修の充実、教材の開発などを通じ、学校教育及び社会教育において、男女平等を推進する教育・学習の充実を図ることとしている。

4. 進路・就職指導の充実

第11条1(c)で記述する。